

平成30年度第7回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年10月29(月)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター2階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後2時36分	
出席農業委員			2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
			8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子		
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
出席推進委員	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝	4番	赤木 照章
	7番	横儀 秋弘		
	9番	坂本 正文		
			12番	山内 功雄
			14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	1番	美田 雅彦	7番	正木 正二
	10番	立原 孝生		
議事録署名委員	8番	井上 賢市	11番	大埜 益旨
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	神石高原農業振興地域整備計画の変更について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
報告第1号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について
6. その他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	ただいまから平成30年度第7回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが10番の立原委員がまだ来られていませんが本日の欠席者は1番美田委員、7番正木委員の2名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。8番井上委員、11番大埜両委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	13番	非農地が承認されて云々という部分があると思うのですが、6月にこの農業委員会で審議して非農地にした各地域があると思うのですがそれが全部今回のものに載っているのですか？それとも違うのか。
	事務局	ここに示している非農地は平成28年、29年に農業委員会で承認頂いたものでございまして今年の5月、6月のものはまだ入っておりません。
	13番	今年承認されたものを法務局に届けたら即非農地ということで色んなことに利用してもよいのか。
	事務局長	今年、5月、6月、7月、8月に承認頂いた非農地の案件については10月1日付けで通知をさせて頂いて今月いっぱいまで同意、不同意のほうは回収させていただきます。法務局の通知については個人の時期は言っておりませんのですぐに登記を行ってくださいというお答えはしていませんが今年のうちくらいに法務局の方に手続きに行ってもらった分には登記簿上山林になりますのでそれが変われば農業委員が管理する農地という扱いはしませんので転用とかして頂いても許可申請はいらないことになります。ただ不同意で返された農地につきましては現地の確認も含めて1度整理をさせて頂いてそのものについては農地から落とさないようにしておりますので現状が農地のようなものであれば残させて頂いて許可があるような扱いにさせて頂こうと思います。
	事務局	個人が農地から山林に地目変更されれば自由にされて結構です。
	議 長	農振除外をしなくても良いということですよ。
	事務局	そういうことです。農振区域から外れてないのですが農地でないので自由にさせて頂いてけっこうです。事務上の農振除外になるということです。
	事務局長	農家台帳から落としますので農業委員会が管理する農地という扱いをしなくなるという事です。

	議 長	農振除外を県にだしますよね。県が不許可を出したらどうなるのか？
	事務局	この度、初めてこのケースは広島県に協議させていただきますが事前に県のほうに相談させていただきます。農業委員会の方で承認頂いているので協議をした上で不許可になることはないだろうという事は聞いておりますので事前に相談させて頂いております。この度初めてのケースなので皆様から承認を頂きますと県の方へ協議させていただきますと思います。
	議 長	県は農振除外を年に1回しか受付けないのか？
	事務局	いつでも受けてくれます。
	議 長	農業委員会のほうで強制的に非農地にしたものについて同時進行で農振除外を進めたのでは難しいのか？
	事務局	非農地に承認して頂いたら即農振区域から外せばいいのですが件数が多いので今年5月から8月にご承認頂いただけでも2800筆あります。ですから今回の筆の5倍くらいあるので事務の方が追いつかない状態です。農振区域から外すのはある程度時間が経ってからになります。
	議 長	件数が多いので一つ一つ目を通して検討するというのは難しいと思うのですが先程説明がありましたように非農地関係については28年、29年で非農地承認をした農地のみがここに計上されておるようです。ご質問が無いようですので採決に移らせて頂きます。
	議 長	議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員でございますので異議なき旨回答させていただきます。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員によりまず現地調査を行っています。矢田貝推進委員報告をお願いします。
	1番	城山、西油木担当の矢田貝です。受付番号3-10について報告します。場所はシルトピア油木から北へ1kmの場所へあります。10月23日に小里委員と申請人の村上さん同行のもと調査しました。譲り渡し人の藤上さんは労力不足により耕作する事が困難になったため譲受人の村上さんが譲り受け規模拡大を図るものです。その他の農地についても耕作されており所有権移転されても何ら問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくをお願いします。
	議 長	ありがとうございました。3-11の案件について田村推進委員お願いします。
	2番	東油木、いちば、南油木担当の田村です。受付番号3-11について報告します。場所は油木支所から北へ500mの場所にあります。10月28日に井上農業委員と申請者であります久保さん同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は高齢により耕作することが困難となったため譲受人が

		譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており所有権移転されても何ら問題は無いものと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続いて3-12の案件について田村推進委員お願いします。
	7番	牧、草木、田頭地区担当の横儀です。受付番号3-12について報告します。場所は田頭丸山産業の製材工場の裏手で県道新市七曲り西条線の旧道と新道の間にあります。10月26日に圓道委員と申請人の母親である田辺さん同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は町内に住んでおられず耕作することが困難となった為譲受人が譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており所有権移転をされても何ら問題は無いと思われます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続いて3-13の案件について小寺推進委員報告をお願いします。
	14番	高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号3-13について報告します。場所は木津和で県道新市七曲り線と町道光信古道線の交点があるんですがそこにため池があります。そのため池から東へ300mのところへあります。10月21日に佐伯会長と共に調査しました。申請農地の譲り渡し人は町外へ住んでおられ耕作される意志がないため譲受人が譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。この他の農地についても耕作されており所有権移転をされても何ら問題ないと思われます。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	4番	参考までに教えてほしいのですが3-13はどのくらいの値段で売買されるのですか？
	議長	無償譲渡です。最近是这样いのが増えています。要するに町外へ勤めて農地を持たれている方は維持管理ができない。そして作業受託をしてくれる人がおればいいのですがそれもいなくなればお金は関係なく誰か管理してほしいという形が増えつつあるんだろうと思います。
	4番	一般的に譲渡した後にも何かあるのですか？無償譲渡ですから何らかの契約を結ぶのか？例えばできたお米をあげたり。譲渡契約みたいなものはあるのか？
	議長	東覚さんという方は以前は他の方に利用権設定をされていたんです。その利用権設定をされていた方が農業を縮小するという事で遠隔地につきましては現在段々と契約を解除されているということで新たにそれを作ってあげようという方が現れなかったということでその近藤さんは役場のOBです。現在、三和総合センターの館長を務められています。幅広く農業をされている方です。今回は譲渡されました水田の下の田んぼが近藤さんの田んぼであるという事で田んぼが続くため仕方ない。仕方ないからもらおうかということの様です。ほっとけば草が伸びて自分の田んぼへも影響して

		<p>草刈りを自分がせざるを得なくなるのでやむを得ないという事で受けたんですよという話聞きました。</p> <p>他にございませんか。無いようなので採決に移らせて頂きます。</p>
	議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
議案第3号	議長	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
		(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。坂本推進委員報告をお願いします。</p>
	9番	<p>相渡、ながの村、南地区担当の坂本です。受付番号4-9について報告します。場所は神石支所から三原東城線を東へ3.5km行ったところにあります。10月20日に伊勢村正治委員と調査しました。申請地は湿田で水はけが悪いので3mの盛り土をし農地改良を行った後に果樹を植えられます。工期が1年を超えるため一時転用の申請を行うものです。被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考えられますので問題ないと思われれます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。(質問なし)</p> <p>無いようですので採決に移らせて頂きます。</p>
	議長	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございますので申請通り許可することとします。</p>
議案第4号	議長	<p>続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
	事務局	(事務局説明)
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。山内推進委員報告をお願いします。</p>
	12番	<p>小畠地区担当の山内です。受付番号5-21、22、23、24について報告します。場所は役場本庁より東へ約400mの場所へあります。10月24日に若林委員と役場の政策企画課の永谷さん、私3人で調査しました。申請地は2月の28日の総会で承認された役場本庁建設予定地の追加用地の案件です。5-21につきましては庁舎用地の一部で買収後車庫の設置と駐車場用地になります。5-22につきましては職員駐車場用地として利用予定です。農業振興地域からの除外も手続き済みです。周辺の農地や民家にも影響がないものと思われれます。被害防除措置計画書等許可の要件を満たしていると考えます。審議の程よろしくをお願いします。</p>

	議 長	ありがとうございました。続いて受付番号5-25について報告をお願いします。
	3番	安田、仙養地区担当の今井です。受付番号5-25について報告します。場所は国道182号線沿いに森林組合の事務所がございますがその前にあたります。10月21日に美田農業委員同行のもと調査しました。申請のあった農地はすでに無断転用で機械を保管する倉庫が建ててあり木材の集積場として利用されます。森林組合が合併した昭和47年頃、転用許可申請をしていると思い込んでおられましたがこの度無断転用が判明したためこの申請をされるものです。譲受人、譲渡し人双方から今後はこのようなことが無いよう適正に申請すると誓約書も出されておられます。農業振興地域からの除外手続きは申請中です。以上で報告を終わります。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	12番	5-23、24、25は先程の議案第1号で除外地区に載っているということは先にされているということですか？先程の説明では申請中ということだったんですが。
	事務局長	5-23と25は申請中です。今日あげさせて頂いた中に入ってます。その他は7月23日に報告が済んでいます。今回農振除外の申請を出されても最終的に手続きが終わらないと農業委員会の許可も止めて出さないのので農振除外が終わるまでは許可は出しません。同時進行のようですが先に下ろすということはありません。
	12番	1号議案で先に賛成しといてあとからこちらが出るというのはおかしいかなと思ったので。
	事務局長	農振除外が前提となりますので先にあげさせて頂いて通常でしたらもう少し後からでも転用申請を出してもらおうのですが今回たまたま同時期になったような形です。
	議 長	5-24も職員駐車場ですか？
	事務局長	5-24の中の1484番地と1485番地が役場職員用になります。1492-1番地は5-23の1491-1番地と並びになります。これが町立病院とビープル神石三和の職員用になります。今、保健福祉センターの後ろにある所の代わりになります。
	4番	駐車場の台数156台というのはずいぶん広い土地だなと思うんですけど筆がそういう面積だから全部買うと？分筆して買うとかはなかったのでしょうか。
	事務局長	1484番地と1485番地だけではないのですが職員用ということで156台と書いてありますがこれでも実際は足りない台数になります。5-21の1703-4も役場用であるとか5-22も使われることになっています。分筆して減らすということはなく全面使っても全体的に駐車場は足りないということで分筆の予定はなかったようです。
	議 長	多いか少ないかというのを我々が議論する前に充分議会がされていると思

		うのですが記憶の範囲内では職員の駐車場は病院を壊した後に駐車場にするんだという風に聞いた記憶もあるんですがどうも周辺へ移行した様です。だから病院の跡地利用というのは何もないんだろうと思います。今、職員が正職、臨職合わせたら180人前後いるんじゃないかと思います。今、建設予定の庁舎の周辺には職員が置けない60数台の来庁者用の駐車場しか取ってないです。地図の中でビープルの横の方で白い建物が見えますのがし尿処理場です。バイパスから北側を町が買収したということです。他にご意見、ご質問ありませんか？無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。事務局の報告をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。赤木推進委員報告をお願いします。
	4番	小野、源流の里しんさか地区担当の赤木です。受付番号7-7について報告します。場所は町道小野西山線にありまして東小野集会所の南側にあります。10月24日に正木農業委員と調査しました。設置予定の農地は現在作付されていない農地ですが周辺の農地への影響もないものと思われます。以上報告を終わります。
	議長	ありがとうございました。続いての案件坂本推進委員報告をお願いします。
	9番	相渡、ながの村、南地区の坂本です。受付番号7-8について報告します。場所は相渡神龍駐在所から三原東城線を東へ1kmくらいのところへあります。10月24日に伊勢村正治農業委員と調査しました。事業者はKDDI株式会社で電気通信事業に基づく認定事業者であります。事業の内容は携帯電話の無線基地局建設のため地上高14.6mのコンクリート柱を設置するもので設置予定の農地は現在作付されていない農地です。周辺農地への影響もないものと思われます。農地の所有者への同意を得ているので問題ないと思われます。
	議長	説明が終わりました。ご意見ご質問ありましたらお願いします。無いようなので申請通りとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時36分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成30年11月27日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>8番 井上委員</p> <hr/> <p>11番 大埜委員</p> <hr/>